

# 平成 26 年度第 5 回尼崎市公共施設マネジメント市民会議に係る議事録

日 時：平成 26 年 11 月 25 日（火）18 時 00 分～20 時 00 分

場 所：本庁舎北館 4 階 4 - 1 会議室

出席者：尼崎市公共施設マネジメント市民委員（別表のとおり）

（事務局）資産統括局資産経営部 土元部長、

資産経営部保全担当 西田課長、松田課長補佐、玉木課長補佐、鹿島、

（記録）岩佐

傍聴者：なし

次 第：「第 5 回 尼崎市公共施設マネジメント市民会議 次第」のとおり

議 事：（公共施設に係る議事要旨は以下のとおり）

## 1 カテゴリー（施設用途）5 教育等研修施設について

**事務局**（対象施設の概要、現況分析、評価結果の概要について説明【資料 1 - 1】）

### (1) 質疑応答

教育総合センターについて

**委員** 県立学校の教職員は利用するのか。

**事務局** 市立の小、中学校の教職員に向けたカリキュラムを組んでいる。

**委員** そのカリキュラムは、教育総合センターで作成しているのか。

**事務局** そのとおりである。

**委員** コンピュータ研修室があるが、ここでは、教職員に向けてパソコンの研修をするのか。また、利用率が低いということであるが、それは機械が古いからなのか。

**事務局** 研修内容のソフトが原因なのか、パソコン本体のハードが原因なのかは分析ができていない。

**委員** 視聴覚室について、なぜ利用率が低いのか。収容人数が少ないからか。使用料が高いからか。

**事務局** 収容人数としては、220 人程度で、使用料は、午前（9～12 時）は 11,600 円、午後（13～17 時）は 15,500 円、夜間（18～21 時）は 17,500 円となっている。

**委員** 使い勝手が悪く使用料が高いということでもなさそうである。利用率が低いのは、市の PR 不足ではないか。

**事務局** そもそもは、教育総合センターは、市立の小、中学校の教員を対象とした研修施設であり、貸室は、労働福祉会館の廃止に伴う代替機能の確保として 25 年度に始めたものである。貸室については、市報掲載も含め、一定の PR をしてきたところであるが、結果として、あまり利用されていないというのが実態である。

美方高原自然の家について

**委員** 指定管理委託料について、年度ごとで異なっているが、これはなぜか。

**事務局** 平成 24 年度に現在の指定管理者と契約しているため、23 年度と 24 年度では異なっている。24 年度と 25 年度の違いについては、24 年度委託料に施設の補修費を上乗せして計上しているためであり、25 年度の委託料が基本である。

**委員** 他都市で類似の施設を保有していないのか。

**事務局** 西宮市にも同様の施設がある。

(2) 意見聴取

教育総合センターについて

**委員** 耐震性が確保されている一方で、利用率が低い状況にあっては、施設としては今後も維持していくことを前提にして、機能については、教育総合センター部分を縮小して、市民が利用できる部分をもっと充実させるべきではないか。

美方高原自然の家について

**委員** 今まさに困っている人を対象とした施設ではなく、あればよいなというレベルの施設であると思う。これだけ厳しい財政状況の中で、維持していくべき施設であるとも思えないので、廃止を検討すべきではないか。

**委員** 自然学校として小学生が利用する施設であるので、こうした施設はどこかに必要である。また、利用率については、オフシーズンも含めて計算していると思うが、オンシーズンでは高いと聞く。

**委員** 比較的大きな民間企業では、こうした施設を保有しているところもある。使用料が少し高くなるかもしれないが、差額相当を市が補助をして、そうした民間施設を使うことも考えられるのではないか。

**委員** 指摘のとおりである。市からは遠方にあり、自然学校で利用する小学生以外で市民が利用する機会はほとんどない。市として施設を維持すべきであるかどうかを考えなければならないと思う。

**委員** 市としてもPRをして、市民だけではなく県内の利用者を募るべきではないか。あるいはそれとは逆に、先ほど、西宮市にも同様に施設があると言われていたので、そちらを利用することで、廃止することも検討すべきではないか。

**委員** 子どもたちが利用する場合や、利用するような時期の使用料については、他都市の状況などを見て算定するとして、指定管理者の自主事業については、指定管理者の裁量で使用料を設定し、収入が多くなるような仕組みにすれば、指定管理委託料も低減できるのではないか。大阪府では、収益性が高い施設について、指定管理者がその収入の一部を府に支払っている例もある。

2 カテゴリー（施設用途）6 青少年施設について

**事務局** （対象施設の概要、現況分析、評価結果の概要について説明【資料2-1】）

(1) 質疑応答

青少年センターについて

**委員** 使用料は無料なのか。

**事務局** 青少年の健全育成に係る使用については無料であり、目的外の利用については、使用料を徴収している。

**委員** 30人前後職員がいて、人件費が高くなっているということだが、これらの職員はどんな仕事をしているのか。

**事務局** センターの運営や管理はもちろん、その他として嘱託職員により青少年の補導員をしている。

**委員** 補導員がいるのはわかるが、それ以外で、音楽隊の指導員等がないのであれば、センターの運営や管理としては、少し人数が多い気がする。

青少年いこいの家について

**委員** 美方高原自然の家との違いがよくわからない。自然の家の予約をとれなかった人が使うものなのか。いこいの家は青少年等、自然の家は小学生等が利用対象者となっているが、この違いか。

**事務局** いこいの家については、主に団体での利用となっているが、確認する。

なお、いこいの家の利用率について補足すると、もともとは宿泊施設であったが、低利用ということを受け、23年度から日帰り利用も受け入れており、「施設基本情報シート」には出ていないが、こちらは年間5,000人程度あり、比較的多い状況ではある。

**委員** 日帰りの利用者は、主にどういう利用をしているのか。

**事務局** キャンプ場としての利用が多いようであるが、確認しておく。

**委員** 仮にいこいの家を廃止したとしても、土地を売却することはできるのか。

**事務局** 市有地ではあるので、売却はできると思うが、土地の価値については、市内とは大きく異なると思う。

**委員** 先ほど自然の家について、他都市が所有する類似施設があるということだったが、いこいの家について、県のものはないのか。

**事務局** 県にもある。

## (2) 意見聴取

青少年センターについて

**委員** 日曜日に行ってみたところ、施設の老朽化は著しく、利用者も少ないようだった。また、青少年以外の団体も多く利用しているようである。公共施設全般に言いたいことだが、利用者を特定するのではなく、誰でも利用できるようにして、例えば、青少年が利用しない時間帯は、別の利用者が使うなどして、施設を十分に活用すれば、35年間で30%以上の削減は十分可能ではないかと思う。

青少年センターは、すぐ近くの立花地区会館と合わせた整備を検討すべきである。

**委員** 収支の状況が悪く、また、施設の設置の目的もよくわからない。厳しい財政状況にあっては、廃止を検討すべきであると思う。もしくは、築年数もだいぶ経過しており、耐震性能もない施設であるので、どこか利便性の高いところに、複合化して、青少年に限らず、障害者も含め幅広い人が利用できる施設にすべきである。

**委員** 青少年センターの複合化については、同感である。複合化して、利用者を特化するのではなく、誰もが利用できる部屋を用意して、同じ建物でも利用者により使用料設定を変えるという考え方もあるのではないか。

青少年いこいの家について

**委員** 利用率が低いということもあるので、廃止し、美方高原自然の家に一本化して、利用率の向上を図るべきだと思う。

**委員** 先ほどの自然の家と同様、今まさに困っている人を対象とした施設ではなく、あればよいなというレベルの施設であると思う。これだけ厳しい財政状況の中で、維持していくべき施設であるとも思えないので、廃止を検討すべきである。少なくとも、いこいの家か自然の家、どちらか片方だけでも廃止すべきである。

**委員** 先ほど県にも類似の施設があるという説明があったが、尼崎市民は、兵庫県民

でもあるので、県の施設を利用させてもらうという方法もあるのではないか。

### 3 カテゴリ（施設用途）7 公民館等について

**事務局**（対象施設の概要、現況分析、評価結果の概要について説明【資料3-1】）

#### (1) 質疑応答

**委員** 和室では何をしているのか。また、実習室ではどのような実習をしているのか。

**事務局** 和室では、書道教室などを、また、実習室では、料理教室などを実施している。

**委員** 避難所指定について、旧耐震基準の施設が指定されている一方で、新耐震基準のものでも指定されていないものもある。これはなぜか。また、尼崎市の避難所は足りているのか。もし不足しているのであれば、園田公民館は、体育館もあるので、指定すればよいのではないかと思う。逆に立花公民館については、旧耐震基準にもかかわらず、避難所指定をしているのはどうかと思う。

**事務局** 避難所の数は一定確保できていると考えているが、確認する。

**委員** 公民館については、全て直営により運営している。市では、地区会館では指定管理者を導入しているようだが、公民館はなぜ直営なのか。

**事務局** 今回は、複合化計画がある中央と民間施設との区分所有施設である小田を除いた4館を対象としているが、公民館は、地区館として6館あり、24年度までは、これらの地区館以外に16の分館が別にあった。25年度に、これらの分館を地域移管等し、予算や人材を地区館に集中してきたという経緯があり、また、社会教育を担う拠点であるということから、地区館については、直営で運営しているものである。

**事務局** 補足すると、公民館、地区会館とも貸し室を行っているが、公民館は社会教育施設であり、社会教育に係る事業を行っている。一方で、地区会館は、地域住民に自由に利用していただくことを目的としており、こうした成り立ちの違いから、室利用についても、例えば、地区会館では飲食は自由だが、公民館では不可となっているなどの違いがある。現在、支所と地区会館の統合を計画しているところであるが、地区会館と公民館については、それぞれ6地区にある状態である。しかしながら、施設の使い勝手を見たときに、こうした制限があるのがよいのかどうか、あるいは、10年後、20年後もこのまま両者を存続させるかどうかについては、利用率などを見ながら検討していく必要があると考えている。

#### (2) 意見聴取

**委員** さきほど、公民館と地区会館とでは、成り立ちが違うという説明があったが、市民にとっては、そうした違いは関係ない。公民館と地区会館について、地区のことは地区の人間が一番わかっているので、どういう整備をしていくのかについては各地区で考えさせてほしい。

**事務局** 市民にとって両者の違いにこだわりがないことは承知している。また、地区の施設について各地区で考えるということも意見として承りたいが、例えば、小田公民館は、駅前にあることから、地区以外の利用者も多いという状況もあり、施設ごとに見ていく必要があるのではないかと思う。

**委員** 公民館と地区会館が違うという話があった。また、本日の話では、いこいの家と自然の家でカテゴリ（施設用途）が違うということである。それぞれ、どういう目的

で設置しており、どういう利用者を想定しているのか、まとめてほしい。また、それらを地図上に配置したものを提供してほしい。それがあれば、施設の用途、内容、配置などを勘案して提案ができるように思う。

**委員** 立花公民館については、旧耐震基準の施設であるので廃止を検討すべきではないか。一方、大庄公民館については、旧耐震基準の施設ではあるが、登録有形文化財ということもあり、今後も維持していく施設だとは思っているので、耐震性能を確保することが必要ではないか。

**委員** 公民館については、6地区にそれぞれ必要であると思う。しかしながら、地区会館については、それぞれの地区の考え方により、あり方を検討してはどうかと思う。

#### 4 カテゴリー（施設用途）1 高齢者施設での意見等について

**事務局** （第3回（高齢者施設）での質疑事項、意見の内容等について説明）

**委員** 老人福祉センターに対する意見（資料 ）のNo. 4について、障害者向けの施設など優先して取り組むべきものへの予算が必要であるという説明をしていけばよいのではないかとということであり、老人福祉センター全てを廃止すべきという意見ではないので、そのニュアンスが伝わる表現にしてほしい。

**事務局** 了解した。

以 上

#### 別 表（尼崎市公共施設マネジメント市民会議委員出席一覧）

役 職 等	氏 名（ふりがな）	出 欠
公募市民	乾 信行（いぬい のぶゆき）	出
公募市民	大森 潤子（おおもり じゅんこ）	出
公募市民	鬼塚 康雄（おにつか やすお）	出
公募市民	川染 信二（かわぞめ しんじ）	出
公募市民 （司 会）	京田 弘幸（きょうだ ひろゆき）	出
公募市民	速水 麻沙美（はやみ まさみ）	出
公募市民	藤原 成宏（ふじわら しげひろ）	出
公募市民	松本 五郎（まつもと ごろう）	出